

経営発展支援事業における群馬県新規就農者育成方針

令和4年5月17日制定

令和6年4月4日一部改正

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）（以下、「実施要綱」という。）別記1第7の1の規定による新規就農者育成方針について、以下のとおり定める。

1 新規就農者の確保にむけた課題、目標

(1) 課題

本県の農業・農村では農業従事者の高齢化や減少が進み、農業生産基盤の脆弱化が危惧されており、地域農業を支える新規就農者の確保・育成がますます重要となっている。しかし、人口減少が進む中での人材確保は、一層厳しさを増している状況にある。

このような中、親元就農のみならず、第三者継承やUIJターンによる他分野からの新規参入を含めた多様な人材確保が求められているが、新規参入においては、「営農技術の習得」、「農地の確保」、「資金の確保」など多くの課題があるため、状況に応じたきめ細かい支援体制の構築が肝要となっている。

(2) 目標

新規就農者数（45歳未満） 170人／年

新規就農者数（45歳以上65歳以下） 70人／年

（群馬県農業農村振興計画2021-2025より）

2 新規就農者に対するサポート

- (1) 新規就農者確保のため、県内14箇所现就農相談窓口を整備し、関係機関と連携した情報提供の充実、オンライン就農相談への対応、首都圏での就農相談会等への積極的な出展等、就農相談体制を強化するとともに、農業の理解促進のため農業体験等の取組を推進
- (2) 先進農業者等による実践的な技術習得研修支援や、公益財団法人群馬県農業公社による就農希望者研修を実施するとともに、就農前の技術習得研修を後押しする資金や就農直後の経営確立を支援するための資金を交付
- (3) 制度融資や補助事業を活用した機械導入・施設整備等の初期投資の負担軽減、経営の発展段階に応じた生産技術や経営改善への支援等、就農後の早期経営確立・定着を支援
- (4) 農業青年クラブや青年農業士等の地域の若手農業者との交流を支援し、研修会等の開催を通じて新規就農者が相談できる同世代の仲間作りを推進

3 経営発展支援事業の交付対象候補を選定するために都道府県が独自

に設定する要件

- (1) 群馬県内に住所地を有すること
- (2) ぐんま認定農業者メールマガジン「いきいきホットメール」に登録し、農業経営確立に向けた情報収集に努めること

4 経営発展支援事業の交付対象候補を選定するための基礎となる別表 1の2に基づく県加算ポイントの設定

○積算の方法

- ① 事業実施の前々年度までの3年間の平均の認定農業者数
- ② 当該年度に本事業の実施を要望する者数
- ③ 県加算ポイント総計
- ④ 「県加算ポイントの基準表」における基準ポイントの各要望者の積算値
- ⑤ 各要望者の県加算ポイント

- (1) 県加算ポイント総計を計算する。

$$\text{③} = (\text{①} + \text{②}) \div 2 \times (\text{国の指定する倍率}) \quad \text{※1}$$

- (2) 「県加算ポイントの基準表」により各要望者の基準ポイントを積算する。

- (3) 各要望者に県加算ポイントを按分する。

$$\text{⑤} = \text{④} \div (\text{全要望者の④の合計}) \times \text{③}$$

- (4) 端数調整をする。

⑤の合計値が③を超えたときは、四捨五入により切り上げた端数の小さい順に切り下げる。

③に配分可能なポイントが残る場合は、四捨五入により切り上げた端数の大きい順に切り上げる。

○県加算ポイントの基準表

取組等の内容		基準ポイント
農家研修 ※2	農家等での研修期間：2年以上	20
	農家等での研修期間：1年以上2年未満	15
	農家等での研修期間：半年以上1年未満	10
農林大等研修 ※3	修学年限2年	20
	修学年限1年以上2年未満	10
中山間地域への就農 ※4、※5	中山間地就農	10
	その他	8
年齢 ※6	20代以下	10
	30代	8
	40代	6

- ※1 新規就農者育成総合対策実施要綱（別記1）第7（4）および別表1の2（1）による。なお、国の補正予算事業もこれに準ずる。
- ※2 農家研修と農林大等研修のいずれにも該当する場合は基準ポイントを合計できる
- ※3 群馬県立農林大学校のほか、各道府県立農業大学校及び農業次世代人材事業並びに就農準備資金において「全国型教育機関」に位置づけられた農業教育専門学校も同等に対象とする。

※4 中山間地域とは、次に掲げる地域とする。

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

イ 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域

エ 農林統計区分に用いる中間農業地域又は山間地域。

※5 中山間地域への就農とは、住所地又は耕作するほ場の過半のいずれかが※4の地域に該当すること。

※6 年齢は独立・自営開始時の年齢とする。